

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年2月1日

北九州市保健福祉局障害福祉企画課

1 当該公募の趣旨

本業務については、精神保健福祉について相当の知識を有し、作業所を指導する能力がある社会福祉法人に委託する旨要綱で定めているため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度北九州市精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業業務委託

(2) 業務内容

本委託事業は、市内に在る精神障害者の小規模共同作業所等を巡回し、作業所の所長、指導員等関係職員の相談に応じ、助言を与えるなどの必要な支援を行うことにより、作業所の円滑な運営を図り、作業所に通所する精神障害者の社会復帰に寄与することを目的とする。

○ 巡回指導員は、原則として、一作業所につき一ヶ月に一回以上、一回につき半日程度を単位として、作業所を巡回し、作業所指導員に対して必要な支援を行うため、次のことを行う。また、巡回指導員は市立精神保健福祉センターとの連携を密にし、必要に応じて事業実施にかかる助言等を受けるものとする。

(四半期ごとに業務報告書を作成し、市長に提出するものとする。)

1. 作業の指導方法に対する助言
2. 作業所の運営に関する助言

3. 作業所通所生の指導・相談に関する助言
4. 区役所、医療機関等との連絡調整
5. その他支援活動

(3) 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

業務実施にあたり、下記の要件を満たすこと。

- ア 精神保健福祉について相当の知識を有し、作業所を指導する能力がある社会福祉法人であること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課
電話番号 093-582-2986 FAX 番号 093-582-2425
メール ho-shougaiikaku@city.kitakyushu.lg.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年2月1日から令和6年2月15日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9時から12時まで及び13時から17時まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年2月2日から令和6年2月16日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9時から12時まで及び13時から17時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。